

令和6年度 関川中学校「学校いじめ防止基本方針」

関川村立関川中学校

はじめに

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条（平成25年6月）」

本方針は、上記の「いじめの定義」を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条により、関川村立関川中学校の生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように「いじめの起きない学校づくり」を目的に策定するものである。

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が改定されたことに伴い、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改定され、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うこととなり、本校でも見直しを行った。

1 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

（1）いじめの防止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体、財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものである」という基本認識にたち、いじめの防止等のための対策を行う。

そのために、全ての生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、互いに認め合える人間関係・学校風土を、生徒自らが創り出していく取組を推進する。また、SNS等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、いじめと同等に取り扱う。

（2）いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、教職員が生徒の変化に気づく必要がある。そのために、職員間の情報交換の場の設定、および書面による日々の記録の継続等を行い、複数の目による生徒の見守りを行う。また、教育相談および各種アンケート調査を行い、生徒が声を上げやすい環境をつくとともに、家庭、地域と連携して変化を見逃さないよう努める。

(3) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒およびいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。

(4) 家庭や地域への連携

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭、地域住民、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(5) 関係機関との連携

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、村教育委員会、スクールカウンセラー（以下「SC」）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）、児童相談所、警察等の専門機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) 日常的にいじめ問題、生徒指導上の課題に関して対応する既存の組織

① 主任会

- ア 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、SC
- イ 活動：各学年の情報交換及び、生徒指導に関わる事案の対応策の検討
検討と中核的な対応の実践
- ウ 開催：週3回、終学活時に開催

② 生徒指導部会

- ア 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒支援担当、養護教諭、SC
- イ 活動：いじめ、不登校を含む生徒に関する情報共有、生徒指導に関わる事案の対応策の検討と実践
- ウ 開催：週1回を定例会とし、必要に応じ緊急開催とする。

③ 不登校対策委員会

- ア 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒支援担当、養護教諭、SC
※必要に応じ、SSW、児童相談所相談員等、心理や福祉等に関する専門家にも参加を要請する。
- イ 役割
 - ・不登校の予防及びいじめの早期発見に関する対応
 - ・不登校生徒、不登校傾向の生徒に関する情報収集と共有
 - ・当該生徒に関する対応協議及び実行・検証・修正
- ウ 開催：定例会は開催せず、必要に応じ随時開催とする。

(2) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織（「関川村いじめ防止基本方針」第3.2）

① いじめ防止対策委員会

- ア 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒支援担当、養護教諭、SC
※必要に応じ、SSW、児童相談所相談員等、心理や福祉等に関する専門家にも参加を要請する。
- イ 役割
 - ・学校基本方針の取組の実施及び検証、修正。
 - ・いじめ又はいじめの疑いに関する情報及び生徒の問題行動に係る確認と共有。
 - ・いじめ又はいじめの疑いに係る緊急会議を行い、情報の共有、関係生徒への事実関係の事情聴取、指導及び支援体制・対応方針の決定、関係機関との連携。
 - ・保護者と連携した対応等の協議、決定。
- ウ 開催
 - ・いじめの防止対策について協議する必要がある場合に、校長の判断で開催する。
 - ・いじめ事案発生時は、法第23条第2項に基づき緊急開催とする。

3 いじめ防止に向けた取組

(1) いじめの未然防止のための方策

- ① 生徒会いじめ見逃しゼロプロジェクトの実施
 - ・生徒が主体的に取り組む活動をとおして、いじめに防止に対する意識の向上と自尊感情の向上を図る。(年2回「いじめ見逃しゼロスクール集会」)
- ② 道徳教育の充実
 - ・全職員体制で道徳授業を計画的に実施し、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、人間関係形成能力の向上を図る。
- ③ 人権教育、同和教育の充実
 - ・3年間を見通し、学年に応じた教材を計画的に実践することをとおして、生徒に正しい人権感覚を育てる。
- ④ 「分かる授業」「学び合い、教え合う授業」の実現
 - ・常に授業改善を図り、「授業が面白い」と思う生徒を増やすことで学校生活を充実させる。

(2) 相談体制の確立

- ① スクールカウンセラーの活用
 - ・校内の相談室で教育相談を行う。実施後は情報共有と対応を検討する。
- ② 関係機関の活用
 - ・状況に応じて、下越教育事務所、新発田児童相談所、村健康福祉課、医療機関等に相談を依頼する。
- ③ 保健室における養護教諭の相談活動
 - ・休み時間や放課後、場合によっては授業時間に教育相談を行う。実施後は情報共有と対応を検討する。
- ④ 学級担任による教育相談
 - ・学級担任が、各学期の全校体制で設定された期間に、生徒全員と計画的に教育相談を行う。

(3) 職員間の情報共有

- ・職員朝会、生徒情報交換資料の共有(毎週水曜日の職員朝会)、生徒理解研修会等を通して生徒に関する情報を常に共有し、迅速な対応を行う。

(4) いじめの早期発見・即時対応のための取組

- ① 日常の観察及びデイリーライフ(生徒の生活記録ノート)の活用
 - ア 休み時間や授業時の「ふれあい巡視」(職員の巡視)や、放課後の下校指導の機会を通して、生徒の様子を観察する。
 - イ 課外活動の場面に、必ず職員が監督して、生徒の活動の指導支援を行う。
 - ウ デイリーライフを活用し、学級担任と生徒との信頼関係を構築する。
- ② いじめ調査等の実施
 - ア いじめアンケート調査 年 12回(毎月1回)
 - イ 生活アンケート(文章完成法) 年 3回(5月、10月、1月)
 - ウ 学級生活調査(Q-U調査) 年 2回(5月、9月)
 - エ 保護者対象学校評価アンケート 年 2回(7月、12月)
 - オ 教育相談を通じた学級担任との聴き取り 年 3回(5月、10月、1月)

※アは5年保存とする(「新潟県いじめ防止基本方針」第3.2.(3))

(5) インターネットを通じて行われるいじめ及びいじめの疑いへの対策

- ① 新潟県SNS教育プログラムに基づき、小学校と連携しながら、小中9年間を見通して計画的に情報モラル教育を実施する。
- ② 新入生保護者説明会で、警察や携帯電話会社等の講師を招き、講演会を実施する。

(6) 校内研修について

① 校内研修に関する年間計画

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけ、教職員の資質向上を図る。

② いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組

ア 教育委員会主催の研修会等に、関係教職員を派遣して、全教職員へ伝達研修等を行う。

イ 年度始めの生徒理解研修時に、生徒情報を共有し、対応の在り方について共通理解する。

(7) 保護者や地域との連携

① 学校いじめ防止基本方針を学校HPに載せて周知する。

② 日頃から、学校と保護者の報告、連絡、相談を密にする。

4 いじめに対する対応

(1) いじめに対する対応

① いじめ（の疑いも含む）を発見し、または通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守りとおす。

② 加害生徒に対しては毅然とした態度で指導するとともに、双方の保護者の協力も得て当該生徒が抱える問題とその心に寄り添いながら指導する。

③ いじめの対応は、全職員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもとに対応する。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

④ インターネット上のトラブルへの対応について

ア トラブルとなる情報を発見した場合、事実を確認し、当該生徒及び保護者に削除させる。

イ 加害生徒へ指導し、当該生徒の保護者に指導及び監督するように依頼する。

ウ 関係機関とも連携し、被害生徒及び当該生徒の保護者へ支援を行う。

⑤ いじめの解消については、単に謝罪をもって判断するのではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされた時点で解消とする。なお、いじめ類似行為にあっては、以下のアにより解消と判断する。

ア いじめに係わる行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、「いじめ防止対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長期の期間とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害生徒との面談等で確認し、認められること。

5 いじめの重大事態に対する対応

(1) 重大事態の意味（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した旨を、関川村教育委員会へ速やかに報告するとともに、いじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項に基づき警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

(3) 重大事態の調査

- ① 基本調査は学校が行う。詳細調査の主体は教育委員会が判断する。
- ② いじめを受けた生徒からの聴き取り
 - ア いじめを受けた生徒の生活を守ることを優先する。
 - イ いじめを受けた生徒には、職員又は S C 等が継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援を行う。
- ③ 事実関係を明確にするための留意点
 - ア 事実関係（「いつから」「誰から」「どのように」「いじめを生んだ背景」「人間関係」）を可能な限り網羅的に調査し明確にする。
 - イ 調査（質問紙、聴き取り等）にあたっては、情報を提供した生徒を守ることを最優先とする。
 - ウ 調査により得られた情報は、いじめを受けた生徒及び当該保護者に提供する場合があることを、生徒及び保護者へ説明をする。

6 いじめ防止に向けた取組の評価

(1) 学校評価計画をもとにした評価の取組

- ① 学校経営及び重点的な取組の評価である中期学校評価としての、知・徳・体・特別支援の内、徳の項目にいじめ防止にかかわる項目を設定する。
- ② 生徒指導部が中心となり、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 3 点を部内の評価項目にして、月ごとに自校の取組を評価する。
 - ア いじめの防止に関する取組に関すること。
 - イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ウ いじめへの対応に関すること。
- ③ 関川村教育委員や学校運営協議会委員訪問の際に、いじめ防止に向けた取組と成果を説明し、意見や要望をもとにして改善を図る。

7 いじめ防止に向けた取組の組織図

